

南会津地域での生活体験等実施業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「南会津地域での生活体験等実施業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会津地域での生活体験等実施業務

3 業務の目的

福島県南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、交流・関係人口の拡大や移住・定住の促進に取り組む必要がある。

実際の移住に当たっては、移住前に生活を体験したいといったニーズが高いことから、移住希望者に対し、当地域ならではの生活体験（地域住民との交流を含む。）を提供することにより、移住後の具体的な生活イメージをつかんでいただき、移住・定住の実現につなげることを目的とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

5 業務の概要

- (1) 地域の生活体験
- (2) 地域おこし協力隊おためしプラン

6 業務の内容

(1) 地域の生活体験

ア 生活体験における体験プログラム等の企画立案及び進行管理

(ア) 生活体験者が、滞在期間中に地域住民との交流や、当地域の文化等に触れる機会を提供するための基本体験プログラムとして、乙による移動手段も含んだツアーを5コース以上企画立案し、実施すること。

(イ) 上記(ア)とは別に、生活体験者の個別のニーズに応じたオーダーメイド型体験コンテンツを企画立案の上、実施することとし、当地域で開催される各種イベントの内容・タイミングに合わせて体験プランを組み込むなど、生活体験への参加につなげられるよう、体験プランの周知・募集・企画提案を行うこと。体験プログラム及びコンテンツは、ウの生活体験希望者の事前面談を経て、各生活体験者のニーズに合わせて柔軟に対応すること。

なお、生活体験者の体験日数は2泊3日の滞在を下限とする。

- (ウ) 体験プログラム及びコンテンツは、管内町村や地域住民と連携して実施するものとし、事業への協力に伴う謝金等が発生する場合には、経費から支出すること。
- (エ) 体験プログラム及びコンテンツの提供に当たっては、内容に応じた体験料を設定し利用者から徴収すること。なお、徴収した体験料は、本業務の実施経費に充当すること。
- (オ) 生活体験者が滞在期間中に居住可能な施設については一覧を作成し、乙が適切な施設を借り上げて、生活体験者に対して手配・提供するものとする。なお、生活体験者には体験料の一部として宿泊に係る費用の一部を負担させることができる。
- (カ) 生活体験者が滞在期間中に利用可能な行政等による支援制度があれば、積極的に利用を促すこと。また、各町村や県、国等の移住に関する取組を収集・整理の上、参加者に提供し、移住への関心度を高めること。
- (キ) 生活体験者の受け入れに当たっては、生活費は一切給付しないこと。ただし、行政の既存施策等を活用した補助金、助成金等の活用は可能とする。
- (ク) 当地域で行われるイベント体験プログラム及びコンテンツの企画に当たり、必要な関係者との一切の連絡・調整を行うこと。

イ 事業の周知、広報、参加者募集

- (ア) 参加者を募集するに当たり、募集チラシによる周知のほか、デジタルマーケティングを活用した SNS やメディア等での情報発信、企業等との連携などにより効果的なプロモーションを実施すること。
また、参加希望者に対する問合せ窓口を設置すること。
- (イ) 生活体験者数は、延べ22名以上確保すること。

ウ 生活体験希望者の事前面談

- (ア) 希望者から参加の応募があった場合、滞在期間や体験内容等の詳細ニーズを把握するため、事前に面談を行うこと。
- (イ) 面談の実施に当たり必要な関係者との連絡・調整を行うこと。
- (ウ) 必要に応じて先輩移住者とのオンライン相談の場を設けること。

エ 情報発信

生活体験者が滞在期間中に行う活動の様子等について、南会津地方振興局の SNS (Instagram、note 等) を活用し、月1回以上を目安に効果的に発信すること。

なお、本業務に使用される全ての人物の写真・映像・イラスト等については、肖像権及びプライバシー権の侵害とならないよう、事前に被写体本人または権利者より必要な許諾を取得すること。

また、当地域の魅力を広く伝えるため、生活体験者自身による発信を促すとともに、南会津地方振興局 SNS の閲覧数増加やフォロワーの拡大に努めること。

オ 事業の効果・検証

- (ア) 生活体験者にアンケート調査を実施し、事業の効果検証を行うこと。

(イ) 効果検証は月 1 回程度行い、必要に応じて事業内容の改善や効果的なプロモーションに反映させること。

(2) 地域おこし協力隊おためしプラン

南会津管内の町村における地域おこし協力隊の確保に資するため、本事業において地域おこしに関心のある方を対象に、以下の内容を踏まえた生活体験プランを実施するものとする。

ア 当該プランは、原則として 2 泊 3 日以上 of 行程で実施し、地域での生活環境の体験に加え、地域おこし協力隊の実際の業務内容紹介、活動現場の見学、勤務地の視察等を含むものとする。これにより、参加者の理解促進及び将来的な活動意欲の醸成を図るものとする。なお、内容については甲と協議の上決定する。

イ 事業の実施に当たり、チラシ等の作成や、SNS 等を活用するなど効果的に広報し、参加者の募集を行うとともに、実施中、実施後の情報発信も効果的に行うこと。

ウ 参加を希望する者の問合せ窓口を設置すること。

エ 参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、集計・分析の上、報告すること。なお、アンケート内容については甲と協議の上決定するものとする。

7 業務の実施体制

(1) 乙は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整備すること。

(2) 本業務の実施に当たっては、地域住民や行政をはじめとした関係者と密に連携することとし、必要に応じて、福島県が実施する他の事業やその受託事業者等とも連携すること。

8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 委託料に含まれる経費

本業務の委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

ただし、甲の職員旅費や甲が行う広報経費等は除く。

10 提出書類及び成果品

(1) 事業開始直後速やかに提出するもの

ア 委託業務着手届（様式第 1 号）

イ 総括責任者通知書（任意様式）

ウ 仕様書に基づく事業実施概要及び業務工程表（任意様式）

エ その他に甲が必要と認める資料等

(2) 事業完了後速やかに提出するもの

ア 委託業務完了届（様式第 2 号）

イ 収支報告書（任意様式）

ウ 成果品（下記(ア)～(ウ)のとおり）

(ア) 実績報告書

紙媒体（A4サイズ）と電子データで提出すること。

(イ) 本業務で撮影した写真、動画データ

電子データを記録媒体に保存し提出すること

(ウ) その他に甲が必要と認める資料等

※ なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、甲に帰属するものとする。

11 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達の場合の対応

本業務の内容のうち、仕様書で定める回数や参加者数等の数量に満たないと明らかになったものがある場合には、甲と乙の協議により、内容を変更する、又は委託料を減額するものとする。

(3) 仕様書に記載されていない事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲と乙が協議し対応するものとする。

12 遵守事項等

(1) 個人情報の取り扱い

本仕様書に基づく事業を実施するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 機密の保持

乙は、本事業（事業の一部を再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、甲は紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(4) 再委託の制限

乙は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

13 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (2) 本業務の実施において必要な打ち合わせを随時行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、南会津管内の町村と連携しながら行うこと。
- (4) 本業務の進行状況について、甲に定期的に報告すること。